

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 藤本 正行
 税理士 風間 慎一

1月の税務・労務

11月決算法人の確定申告	
5月決算法人の中間申告	1月中の
2, 5, 8月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	1月10日(木)
12月分納期限	
納期特例分	1月21日(月)
給与支払報告書、償却資産	1月31日(木)
申告書	
社会保険料・子ども子育て	1月31日(木)
拠出金(12月分)納付期限	

1月の行事・業務案内

- 1(火) 元日
- 2(水) 初荷
- 4(金) 官庁御用始め
- 6(日) 小寒
- 7(月) 七草
- 11(金) 鏡開き
- 14(月) 成人の日
- 17(木) 防災とボランティアの日
- 20(日) 大寒
- 26(土) 文化財防火デー



2019年は1月7日(月)から業務を開始します。ご迷惑をおかけしますがよろしくお祈りします。

今号の紙面

- 与党税制調査会・税制改正大綱を発表
- 確定申告特集：雑損控除・医療費控除
- 特別徴収とは ○103万円の壁はどうなった？ ○新年のご挨拶

Q&A 日本は金の密輸入で儲かる？

2019年税制改正大綱

民法改正対応と消費税増税を意識した景気対策 + さらにマイナンバー利用拡大?!

12月14日、与党税制調査会は平成31年度税制改正大綱を発表しました。来春の通常国会で成立する予定です。

主な内容は次の通り

- ① 消費税増税対策(自動車税減税、住宅ローン控除の適用期間の3年延長 10年→13年)
- ② 民法改正による相続税・贈与税改正(配偶者居住権等の評価方法、特別寄与料の課税)
- ③ 個人の事業用資産の相続税・贈与税の納税猶予制度創設
- ④ 法人税関係(特別法人事業税の創設、仮想通貨の時価評価制度の導入)

このほか、成人年齢が2022年から18歳になることから、相続税の未成年者控除や相続時精算課税贈与制度等の年齢要件など施行と同時に実施されるように改正が行われました。

注目されていた未婚のひとり親への寡婦控除の適用については盛り込まれませんでした。ただ、児童扶養手当を受けているひとり親は住民税を非課税とします。

税務行政の分野では、より一層の電子化とマイナンバーの利用促進を目指しています。

金融機関等にマイナンバーを告知していない者の番号を、金融機関等が番号管理機関から提供を受けた場合は、国民から提供を受けたものとみなし、改めて告知を求める必要がないとした上で、未告知者に支払いをする配当等の支払調書にマイナンバーを記載して配布するとしています。これは税務調査で預金等をマイナンバーで検索できるシステムを運用するための措置で、マイナンバー法本則で定める利用制限を逸脱するのではとの懸念があります。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp
 チャットワークID: hikita http://kskj.jp

【対応業務】

税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務
 経理・給与・経営コンサルタント

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計
 (不動産) スマイシア不動産販売



確定申告特集

医療費控除



平成29年分から医療費控除の手続きが変わっています。

●セルフメディケーション税制が導入されました。専用の用紙を使って、従来の控除と有利選択をしてください。

●医療費の領収書の添付が不要となりました。領収書の添付に変わり、医療費控除の明細書の添付が義務化されました。しかし、領収書は申告期限から5年間の保管義務があります。なお、平成31年分までの確定申告では医療費控除の申告に領収書の添付が認められています。

●明細書に変わり医療保険者から送付された医療費通知でも代用できます。

また、従来からの取扱で誤りやすい点は次のとおりです。

●自分だけでなく生計を一にする親族のために支払った医療費も控除の対象になります。

●通院の交通費、市販薬の購入代金、国家資格のマッサージ師や鍼灸師などの施術者も控除対象になります。

雑損控除



2018年は災害も多かったため、先月号でもご案内しましたが雑損控除の手続きについて、再度ご案内します。被災証明書類の発行が自治体によって時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

災害又は盗難若しくは横領によって、生活用資産について損害を受けた場合等には雑損控除を受けることができます。

次のいずれかの場合に限られます。

(1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然

現象の異変による災害

(2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

(3) 害虫などの生物による異常な災害

(4) 盗難

(5) 横領

なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

特別徴収制度について

特別徴収制度とは、地方税や社会保険料を本来の納税義務者である個人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者が得る給与を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を代わって預かり、その徴収すべき税金等を納入させることをいいます。つまり、行政が行う税務業務を事業者が無償でさせる制度です。

平成29年あたりから政府主導で特別徴収義務化キャンペーンを行い、自治体によっては一方的に特別徴収義務者の指定を行い、徴収させるところも現れました。

一方で現実に手間がかかる上に、マイナンバーを記載された関係書類のマイナンバー法に基づく保管義務が生じ、管理コストも発生することから敬遠する声が増えています。

とりわけ、自治体によってはマイナンバーを付記した特別徴収税額を無条件に通知する強硬策をとった政府の対応に、業者だけでなく経済界や弁護士、税理士からも苦情が寄せられ、1年でマイナンバー記載書類の送付が中止に至るなど、政府の危機管理意識の希薄さが問題になりました。

しかしながら、罰則の定めがないとはいえ地方税法に義務規定で定められていることから、あいかかわらず特別徴収制度への理解と協力を求めています。

103万の壁が150万？150万まで働いても税金はかからないの？

パートの税金ってどうなったの？よく質問されることです。が、意外と理解されていないことが多いようです。

住民税・所得税・社会保険の基準によって負担が変わるとともに、夫の所得に適用される配偶者控除・配偶者特別控除も、それぞれの所得によって適用金額が変わるなど、大変複雑になっています。

下の表は2018年を前提としています。法律が変わるかもしれませんので、ご参考にされる場合はご注意ください。

特に厚生年金の加入義務収入の引き下げも議論されており、留意ください。

配偶者年収	住民税	所得税	社会保険・厚生年金		夫の所得				
	100万超原則課税	103万超原則課税	下記の条件の勤務先	左の勤務先以外の勤務先	900万以下	900万超950万以下	950万超1000万以下	1000万超	
201万超	課税されます。ただし、年少扶養親族の適用も検討されます。	課税されます	配偶者本人に加入義務があります	国民健康保険や国民年金に加入する必要があります。	-	-	-	-	配偶者特別控除
197万超201万以下					3万	2万	1万	-	
190万超197万以下					6万	4万	2万	-	
183万超190万以下					11万	8万	4万	-	
175万超183万以下					16万	11万	6万	-	
167万超175万以下					21万	14万	7万	-	
160万超167万以下					26万	18万	9万	-	
155万超160万以下					31万	21万	11万	-	
150万超155万以下					36万	24万	12万	-	
130万超150万以下					38万	26万	13万	-	
130万	106万	106万	130万	38万	26万	13万	-	配偶者控除	
106万				38万	26万	13万	-		
103万				38万	26万	13万	-		
100万				38万	26万	13万	-		
98万	38万	38万	38万	26万	13万	-	老人控除対象配偶者(70歳以上)	配偶者控除	
65万	65万	65万	48万	32万	16万	-			

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・賃金月額が88,000円以上(※)
- ・雇用期間が1年以上みこまれる
- ・501人以上(厚生年金の被保険者数)の従業員のいる企業
- ・学業を主とする学生(昼間学校に通う学生)でないこと

- (※) 以下は1ヶ月の賃金から除きます。
- ・臨時に支払われる賃金や1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(例:結婚手当、賞与等)
 - ・時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金(例:割増賃金等)
 - ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例:精皆勤手当、通勤手当、家族手当)



旧年中は大変お世話になりました。本年も変わらずご愛顧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

社会情勢が複雑さを増す中で、税制も大変複雑になってきました。とりわけ最近の法律の作り方が、内閣への委任事項（政令委任）が増えており、国会で議論されていない基準が内閣によって作られるなど租税法主義が形骸化している印象があります。

もとより、税務行政は通達行政といわれるような政府主導の面が多い中で、私どもは憲法の視点を失わない法律の理解を信条に、納税者の権利と利益を守ることを理念としております。この立場を失うことのないよう、奮闘してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻をお願いします。

末筆ですが、みなさまのご健勝と、ご商売のご盛業を心からお祈りいたします。

2019年（平成31年）

税理士法人京阪総合会計事務所 代表 疋田 英司



Q&A コーナー

金を密輸入して国内で販売すると儲かる？



マスコミなどで金や白金などを密輸入して、国内の事業者で販売すると儲かるといわれていますが、どうしてですか？

日本で金を買取されると消費税分の値上がりがあるためです。

金の売買には消費税が課税されます。具体的には、取引業者が金を買取取る場合は金の価格に消費税分を上乗せして買取します。それが利益のもとです。

逆に日本国内で金を購入する場合、金の価格に消費税分がかかりません。外国で金を購入して輸入した場合、金価格に対する消費税分を税関に支払うこととなります。この場合、金そのものの値上がりがない限り利益はありません。

しかし、金に消費税のかからない外国で金を購入し、税関を通さず輸入し密輸入すれば、日本で消費税分の差額が利益となります。もちろん、密輸入は関税法違反の犯罪です。香港や台湾では消費税がかかりません。韓国では購入時に付加価値税がかかりますが、出国する際に還付されます。

なお、免税対象の20万円までの金の輸入であれば合法的に消費税免除で輸入できます。

政府は対策として、今回の税制改正大綱に、本人確認書類の添付がなければ、金の仕入税額控除は適用しないとする案を盛り込んでいます。帳簿に関係がない書類の保存も求められるようです。